

社会保険労務士法人 北海道賃金労務研究所
http://www.roum-tingin.jp/

アップル (11) Amazon.co.jp Yahoo! JAPAN ニュース (130) アップル Google マップ YouTube Wikipedia お役立ち▼
個人情報保護方針 資料請求・お問合せ

北海道賃金労務研究所グループ
☎011-271-1802

経営者の本音にお答えする!! 労務対策のスペシャリスト

労働契約法対策?

改正パートタイム労働法対応?

給与を上げたい社員・下げたい社員への対応?

“名ばかり管理職”対策?

社長が“枕を高くして眠れる”労務管理とは…

北海道賃金労務研究所は、労務・賃金相談を売りにした社会保険労務士事務所です。

?
経営者のご要望に **お答え** します!

→ 労使トラブル対応と対策、サービス残業対策

現在話題に上げられる様々なトラブルに対応するだけでなく、おこさない対策を企業様に合わせてコンサルいたします。

→ 一矢報いる目的別退職金制度づくり
→ 社会保険、労働基準監督署の調査対応

→ 労働保険と社会保険のアウトソーシング
etc...

社長の腹づもりを実現する
給与の払い方

- 人事制度は導入しているが、しっかり来ない
- 年内予算内でメリハリを付けた評価をしたい
- 自社独自で給与制度を作りたい

就業規則を戦略的に
活用したい

- 問題社員対策としてもっと活用しやすい就業規則をつくりたい
- 市販の就業規則ではなく、自社独自の実態を反映させた規程をつくりたい

▶▶▶NEW TOPICS

代表 石田 和彦
(特定社会保険労務士)

2009-12-1 09:31:55

現実的な過重労働対策

リストラ等で人手不足となった企業では“仕事ができる人に業務が集中している”という現実があります。それを「過重労働を防止しましょう」というスローガンだけで済ませるのは綺麗ごとでしかないと考えます。仕事を減らすことができない人たちにどのような健康対策を実施するかを考える方が現実的です。そこで先ず私が提言したいのは「週1日の休日確保と深夜労働の把握」です。その上で健康診断を確実に実施し、異常値が出た人に対する対策をできる範囲内で講じていくことが重要です。

COMMENT | TRACKBACK |

2009-10-1 09:47:32

新型インフルエンザと事業継続

copyright (c)2002-2007 Hokkaido Roumu Keiei Inc.All rights reserved.

安定経営のパートナー 労務顧問

[問題発見] と [問題解決] が、私たちの基本理念です。

お問い合わせは **社会保険労務士法人 北海道賃金労務研究所** 札幌市中央区南1条西12丁目322番地 新永ビル6F
(地下鉄東西線「西11丁目」駅から徒歩3分)
TEL.011-271-1802 FAX.011-281-4056

北海道賃金労務研究所 検索 URL <http://www.roum-tingin.jp/> メール roum@kyoukai.co.jp(代表)